

実践活動研究会設置要領整備の趣旨

本協議会は、まちづくりの現地での実践活動に重きを置いており、そこに多くの会員が参加・関与することで、実践力を備えた人材やまちづくりの事業コーディネーターの育成に取り組むこととしている。また、本協議会が蓄積しているノウハウを提供することで、まちづくりに取り組んでいる地域の発展や再生に貢献することとしている。

これらを実際に行動する組織として、本協議会に実践活動研究会（研究会）を設置し、任意団体の期間を含め約2年半活動してきた。その目指す先には、委託業務の受託を考えており、今までに4件の業務を受託し、本協議会の財務運営にも一定の効果があった。

委託業務の受託に関しては、今後も財務運営を安定させるためには必要なことであるが、研究会に期待する会員の意向は、情報交換や技術向上と委託業務の受託による経験習得に分かれており、これらに対応する必要がある。さらに、委託業務において、発注者から業務に参加する構成メンバーの技術や資質の適性に疑問視する意見も出されている。

このことから、研究会設置の取扱いについて整理し会員が望むそれぞれの目的に合った研究会を選択できるようにし、委託業務の受託にも積極的な姿勢で臨めるようにするため、研究会設置要領を整備するものである。